



名地裁総第256号

平成31年3月8日

山中理司様

名古屋地方裁判所長 揖斐

潔



司法行政文書不開示通知書

平成30年10月9日付け（同月10日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

伊藤達也判事補が平成30年9月29日又は同月30日にタクシーに乗車した結果、民事事件の記録等を紛失したことに關して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書には、個人を識別することができる情報、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第1号、同条第2号イ、同条第6号柱書及び同号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

(担当) 総務課 電話052(203)9802